◇クーリング・オフ通知を実際に書いてみよう!

通知書を発信した時にクーリング・オフの効果が発生します。
（期間内に相手に届いていなくても有効）

クーリング・オフの通知は、自分で書くことができます。
書き方や、手続きの方法が分からない時は、
消費生活センターに相談しましょう!

(1) クーリング・オフの手続きは必ず書面（ハガキ、手紙）で行います。
(2) クレジットを利用している場合はクレジット会社へも同時に通知します。
(3) 送る前に必ずコピーを取っておきます。
(4)「特定記録郵便」または「簡易書留」など、記録の残る方法で送付します。

	宛先への配達方法	受取人の受領印又は署名	料　金
特定記録郵便	郵便受箱へ配達	な　し	160円
簡易書留	手渡し	あ　り	310円

書き方例

表

クレジット会社宛て

郵便はがき
□□□ □□□□

○○市○○町○○番地
○○信販株式会社
代表者 様

□□□ □□□□

販売会社宛て

郵便はがき
□□□ □□□□

○○市○○町○○番地
○○株式会社
代表者 様

□□□ □□□□

裏

契約解除通知書

契約日：平成○年○月○日
書面受領日：平成○年○月○日
商品名：○○○
契約金額：○○円
販売業者名：○○○○○○
上記日付の申込は撤回し、契約は解除します。

（通知を出した年月日）

（自分の住所・氏名）

契約解除通知書

契約日：平成○年○月○日
書面受領日：平成○年○月○日
商品名：○○○
契約金額：○○円
上記日付の申込は撤回し、契約は解除します。

なお既払金の○○円を返金し、商品を引き取ってください。

既払金がある場合や、商品を受け取っている場合は、書きます。

（通知を出した年月日）

（自分の住所・氏名）